

令和8年度上田市監査基本計画

1 市政をめぐる状況

令和8年度は「第三次上田市総合計画」が始動する大きな節目にあります。人口減少や少子高齢化に伴う社会保障費の増加、デジタル化（DX）や脱炭素化（GX）による社会変革への対応が急務となっています。

上田市は厳しい財政状況下で、事務事業の徹底した見直しを進めつつ、限られた財源を「ひと・まち輝く しあわせ実感都市」の実現や地域活性化に重点配分する、持続可能な行財政運営が強く求められる局面を迎えています。

2 基本理念

上田市の監査は、住民からの信頼を基盤として、透明性・公正性・独立性を確保しつつ実施します。監査を通じて、行政運営が法令及び各種規範に適合しているかを検証し、公的資源の適正かつ効率的な活用を確保するとともに、市民サービスの質の向上と健全な市政運営の実現に寄与します。

3 監査方針（監査、審査、検査）

監査は法令及び上田市監査基準に従い、次の方針により実施します。なお、各監査の対象、目的及び実施時期等は別表のとおりです。

監査委員監査の実施

監査委員は必要があると認めるときは、監査対象機関に出向き、監査調書その他の関係資料の確認並びに関係職員等からの聴取を行い、事実に基づく実効性の高い監査を実施します。

リスクアプローチに基づく監査

監査委員は、過去に発生した事務ミス、不祥事その他の監査結果及び措置状況等を踏まえ、組織目的の達成を阻害するおそれのあるリスクを識別し、その内容及び重大性を勘案した上で、当該リスクが高いと認められる事務又は事業について優先して監査を実施します。

監査資源の有効活用

監査委員は、財務監査、例月現金出納検査、決算審査、行政監査、財政援助団体等監査その他の監査等について、相互の有機的連携及び調整を図り、監査体制の効率化及び効果的な運用に努め、横断的かつ多角的な検証を行い、相乗効果の高い監査を実施します。

監査結果の公表及び意見交換

監査委員は、監査結果を法令の定めるところにより、速やかに議会、市長及び関係行政委員会等に提出し、これを公表します。また必要があると認めるときは、市長及び正副議長に対し、監査の趣旨を説明し、意見交換を行います。

監査結果のフォローアップ

監査委員は、監査結果において示した指摘及び提言に係る措置状況を把握し、必要があると認めるときは、当該改善状況の確認を行い、行政運営の適正性及び実効性の確保に努めます。

別表 監査の対象及び機関等、監査の目的、各監査の実施予定時期等

	内 容	目 的	実施期間	報告・公表時期
財務監査	[定期実施] 全機関（全課所） 財産区、 出先機関（保育園、小学校、 中学校）	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。	5月～2月	11月、2月
	[随時実施] 事務ミス、不祥事等が発生した際に実施するもの		随時	11月、2月、 随時
決算審査及び 基金運用状況審査	令和7年度決算 一般会計、特別会計、定額運用基金、公営企業会計、財産区特別会計	決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか。 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか。	6月～8月	9月
健全化判断 比率等審査	令和7年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率	各比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか。	8月	9月
例月現金 出納検査	一般会計、特別会計、基金、公営企業会計、財産区特別会計の各会計に属する現金の出納及び保管状況	会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか。	毎月例日	検査終了後、速やかに
行政監査	・特定行政監査 [[テーマ]] 決定次第通知	事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。	5月～3月	2月
	・財務監査（定期・随時）と並行して実施するもの			11月、2月
財政援助団体等監査	対象団体及び所管課： 決定次第通知	市が財政的援助等（補助等、出資、指定管理）を与えている団体の当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が当該目的に沿って行われているか。	7月～2月	2月
フォローアップ監査	過去の監査結果等に基づき講じた措置等の状況	過去の監査結果等に基づき講じた措置等の状況を確認し、改善等が認められない事項については改善への取り組みを促し、監査の実効性を高める。	4月～2月	11月、2月